

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る
関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

千葉地方労働審議会一般公示第 100 号

千葉県婦人既製洋服製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法(昭和 45 年法律第 60 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、千葉県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 6 年 11 月 22 日までに千葉地方労働審議会(千葉市中央区中央 4 -11- 1 千葉第 2 地方合同庁舎内千葉労働局労働基準部賃金室)あて提出されたい。

令和 6 年 11 月 8 日

千葉地方労働審議会
会長 皆川 宏之

意見書

令和6年11月8日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提	出	者	
	住		所
	氏		名
	職		業

千葉地方労働審議会
会長 皆川 宏之 殿